様式第１号（第５条関係）

日の出町さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

　年　　月　　日

日の出町長　様

住所

氏名

電話番号

　日の出町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要綱第５条の規定に基づき、さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、交付条件に同意のうえ、下記のとおり申請します。

記

**１　捕獲場所**

　　日の出町

**２　申請枚数**

枚

**３　交付条件**

□にレ点チェックを入れて同意してから申請してください。

□日の出町に生息する飼い主のいない猫であること

□手術を受けさせようとするかた（申請者）が日の出町在住であること

□手術チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任をもって対応すること

・問題が生じた場合は、当事者間で解決を図ること

・町長は、不妊手術に関連して生じた事故について責任を負わないことに同意すること

□餌の与え方

・餌は時間と場所と対象の猫を決め、必要な量だけ与えること

・置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片づけること

□トイレの設置・フンの処理

・猫のトイレを設置し、フンの回収・清掃を行い、周辺の清潔を維持すること

□さくらねこの理解普及

・不妊手術の際は猫の耳先をV字カットすることに同意すること

・耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に

説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努める

こと

□活動報告

・不妊手術終了後、速やかに日の出町さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第３号）を提出するとともに、利用しなかったチケットは返却すること

・期限内に報告書の提出及び未使用チケットの返却がなければ、次回の申請ができない場合がある

□不妊手術は無料であるが、病院の判断による治療等により費用負担が生じる場合があることを理解すること

□利用方法が著しく不適当と認められるときはチケットの返還を求める場合がある

・チケットを第三者に譲渡することを禁止する

・チケットを営利目的で利用することを禁止する